

認定新規就農者制度について



岐阜県農政部農業経営課担い手対策室

認定新規就農者制度

◆認定新規就農者制度とは

国が定める制度で、農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、認定を受けた新規就農者に対して、重点的に支援措置を講じようとするものです。

◆認定を受けられる対象者

1. 青年（18歳以上45歳未満）
2. 青年以外で特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
3. 1、2の者が役員のお過半数を占める法人

※農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない者を含みます。
なお、認定農業者は含みません。

認定新規就農者制度

◆特定の知識・技能を有する中高年齢者とは

効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識・技能を有する次のいずれかに該当する65歳未満の者。

1. 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
2. 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
3. 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
4. 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
5. 上記に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

認定新規就農者制度

◆ 青年等就農計画の有効期間

青年等就農計画の認定日から起算して5年
(既に農業経営を開始している方にとっては認定日から、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日まで)

◆ 主な認定基準

- 1 市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適切なものであること
- 2 青年等就農計画の達成される見込みが確実であること 等

青年等就農計画に記載した農業経営の目標について、これまでの研修経験や計画内容の整合性、農業労働力の確保の実現性等をもとに、計画の達成の確実性を総合的に審査されます。

認定新規就農者制度

◆ 認定新規就農者を要件とする支援策

- 経営開始資金、経営発展支援事業
経営開始時の、早期の経営確立を支援する資金の交付
- 青年等就農資金（無利子融資）の貸付け
- 農地利用効率化等支援交付金
農業機械などの導入に、上限300万円(法人・個人を問わず)
- 経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)
米、麦、大豆等を生産される方の経営安定を支援
- 認定新規就農者への農地集積の促進 等

認定新規就農者制度

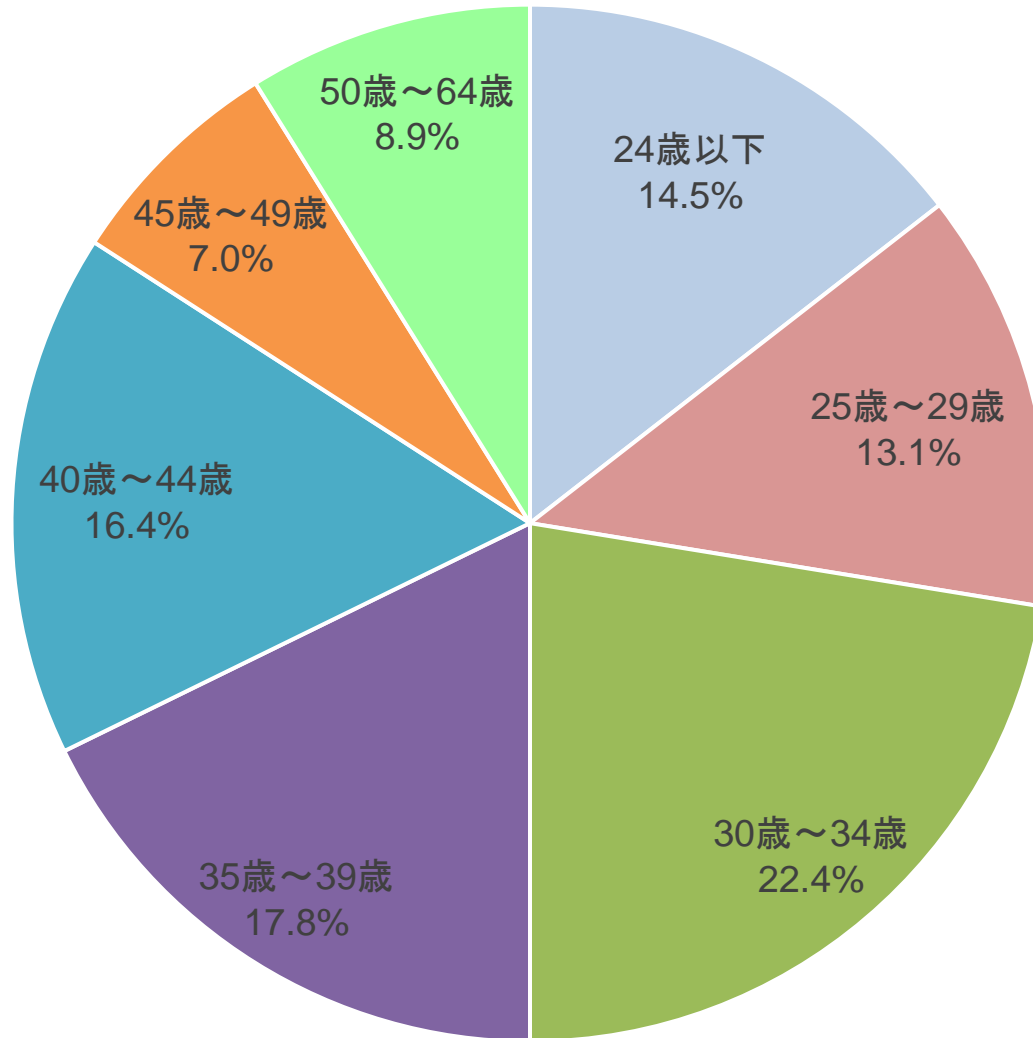
◆ 認定新規就農者の認定状況

令和3年3月末現在

	認定新規就農者数	うち令和2年度中に新規に認定を受けた認定新規就農者数
岐阜県	239人	44人
全国	10,772人	2,194人

認定新規就農者制度

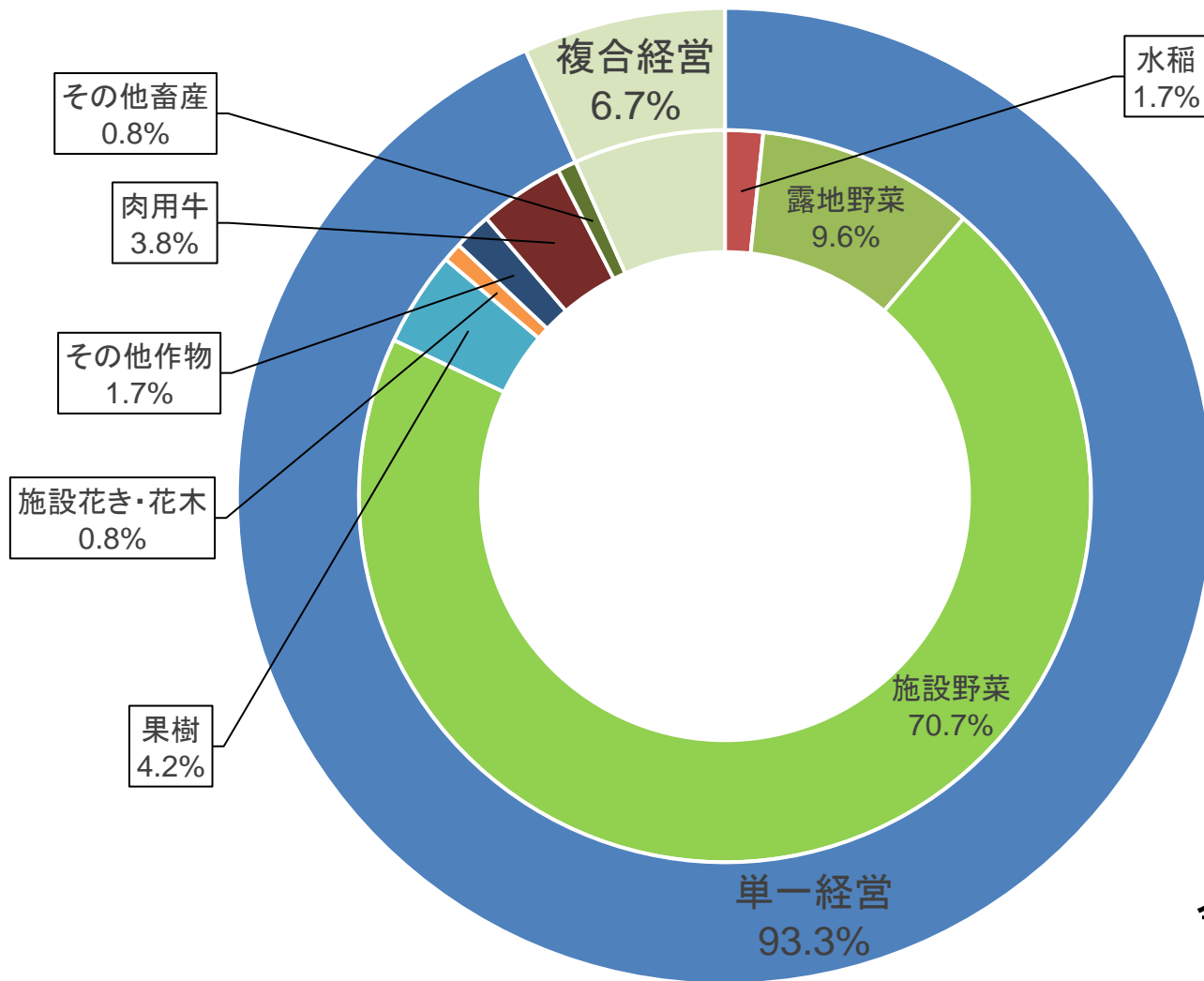
◆ 岐阜県の認定新規就農者の年齢階層別認定状況



令和3年3月末現在

認定新規就農者制度

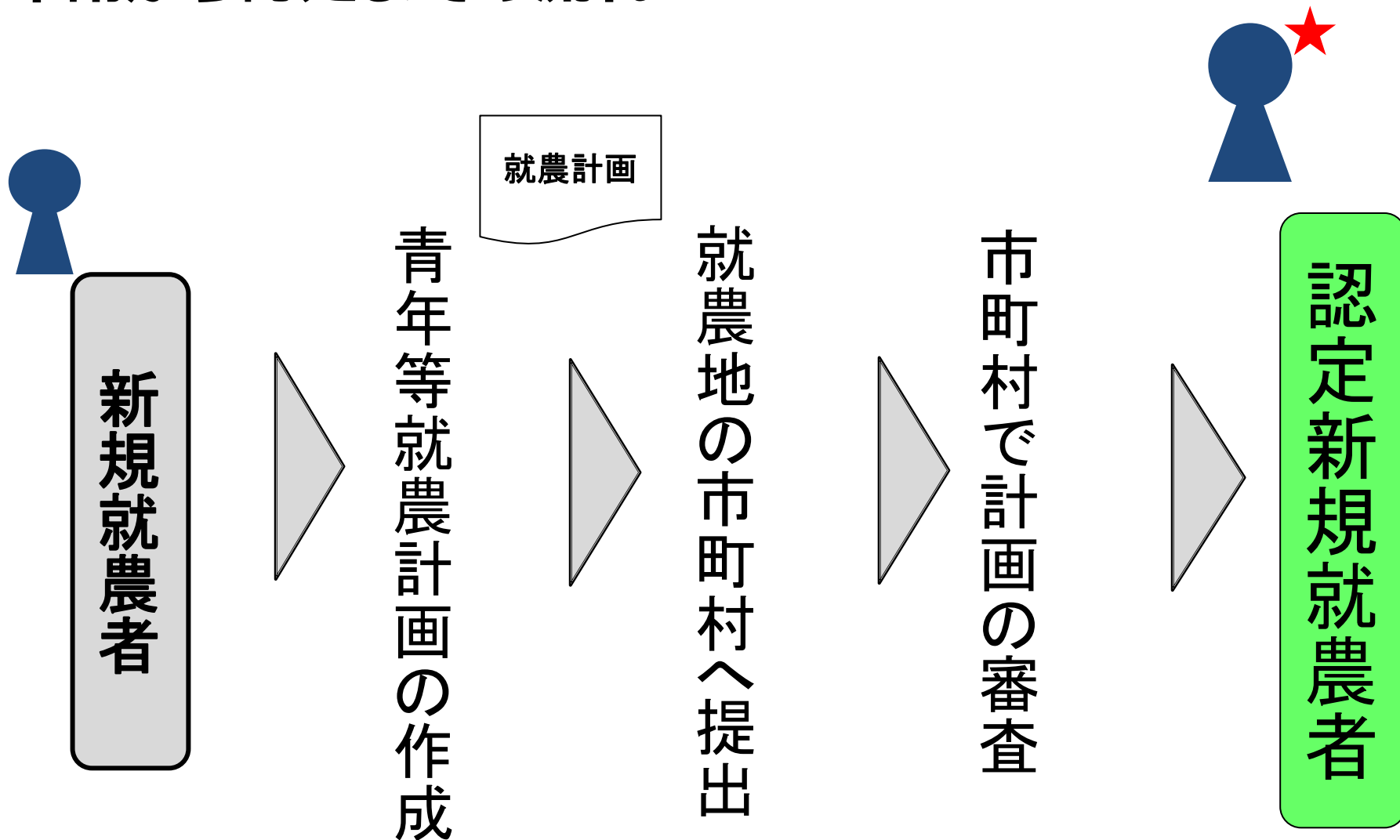
◆ 岐阜県の認定新規就農者の営農類型別認定状況



令和3年3月末現在

認定新規就農者制度

◆申請から認定までの流れ



青年等就農計画の作成

(記入イメージ)

青年等就農計画認定申請書

平成〇〇年 〇月 〇日

〇〇市町村長 殿

申請者住所 〇県〇市〇丁目〇-〇

氏名<名称・代表者> 農林 太郎 (印)

昭和〇〇年 〇月 〇日生(〇〇歳)

<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数			
		現状		目標(平成〇年)	
		トラクター	26馬力	1台	26馬力
管理機				2台	

青年等就農計画			
就農地	〇〇市	農業経営開始日	平成〇年〇月〇日
就農形態 (該当する形態に レ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間		
目標とする営農類型 (備考の営農類型 の中から選択)	露地野菜		
将来の農業 経営の構想	(例)農業技術の向上、機械化、規模拡大等ヨ・・・の複合経営で地域の認定農業者の8割を占める。		
	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)		
		現状	
	年間農業所得	2,000千円	
	年間労働時間	2,000時間	
作目・部門名	現状		目標
	作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数

〇計画の内容

・農業経営の目標

(年間農業所得、労働時間など)

・経営開始のための事業計画

(経営規模、作目、機械や施設の導入計画など)

青年等就農計画の作成

(記入イメージ)

青年等就農計画認定申請書

平成〇〇年 〇月 〇日

〇〇市町村長 殿

申請者住所 〇県〇市〇丁目〇ー〇

氏名<名称・代表者> 農林 太郎 (印)

昭和〇〇年 〇月 〇日生(〇〇歳)

<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数			
		現状		目標(平成〇年)	
		トラクター	26馬力	1台	26馬力
管理機		1台		2台	
	・				・
	・				・
	・				・

青年等就農計画			
就農地	〇〇市	農業経営開始日	平成
就農形態 (該当する形態に レ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。 たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間		
目標とする営農類型 (備考の営農類型 の中から選択)	露地野菜		
将来の農業 経営の構想	(例) 農業技術の向上、機械化、規模拡大等 ヨ・・・の複合経営で地域の認定農業者の8 す。		
	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び		
	現状		
	年間農業所得	2,000千円	
	年間労働時間	2,000時	
作目・部門名	現状		目標(平成
	作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数

〇作成のポイント

- ・どの程度の経営が適正か、よく検討しましょう。
- ・営農に係る経費に加え、就農後に必要となる生活費も併せて検討し、長期的な生活設計を立てましょう。

青年等就農計画の作成

- 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

経歴	
職務内容	①広告代理店で、商品〇〇のPRのため、市場調査、販売促進のための企画（〇〇）等に携わる。・・・の成果。②△△社の△△部門の責任者として、△△人の部下の労務管理を行いながら、△△の生産に従事。…③××庁の××職員として、農業部門（××事業…等）を担当。…
勤務機関名	①株式会社〇〇、②*
在職期間	①〇年〇月～〇年
上記の住所	①〇〇、②…
退職年月日	××
資格等	〇〇 〇〇
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	①〇〇社での〇〇の経験を、〇〇の達成に活かします。 …

○青年以外で特定の知識・技能を有する者の場合（65歳未満）

- ・経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載します。

青年等就農計画の作成

収支計画表

(様式1-3号)

主たる農業従事者1人当たりの農業所得

売上(生産販売)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	労働力(人)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	主たる農業従事者A	A以外の者	計
	5,331,000	5,331,000	6,219,500	8,792,000	8,792,000		2人(人)	2人(人)	2人(人)	2人(人)	2人(人)			
りんご	経営規模(a)	50	50	50	80	80	3,000	3,000	3,500	3,500	3,500	52%	48%	100%
ふじ	生産量(kg)	15,000	15,000	17,500	28,000	28,000	245	245	245	245	245			
	売上高	3,675,000	3,675,000	4,287,500										
りんご	経営規模(a)	20	20											
つがる	生産量(kg)	8,000	8,000											
	売上高	1,656,000	1,656,000											
	経営規模(a)													
	生産量(kg)	0	0											
	売上高	0	0											
	経営規模(a)													
	生産量(kg)	0	0											
	売上高	0	0											
	経営規模(a)													
	生産量(kg)	0	0											
	売上高	0	0											
	経営面積合計(a)	70												
	うち借入面積(a)													
農業経営費		4,170,052	4,170,052											
増償費		0	0											
肥料費		176,407	176,407											
農薬費		387,873	387,873											
除材料費		96,040	96,040											
動力・光熱費		105,280	105,280											
小農具費		34,440	34,440											
修繕費		167,268	167,268											
土地改良・水利費		35,000	35,000											
賃借料・料金		0	0											
減価償却費		480,000	480,000											
小作料		60,000	60,000											
支払利息		55,044	55,044											
共済金・租税公課		113,400	113,400											
雇用労費														
雑費		7,000	7,000											
流通経費		2,452,300	2,452,300											
農業所得		1,160,948	1,160,948											
農外収入														
農外支出														
農業所得		1,160,948	1,160,948											

○認定のポイント

就農地の市町村が策定した
「農業経営基盤強化促進基本構想」に照らして
適切であること

- ・就農5年後の所得目標が基本構想の概ね4割以上
- ・年間農業従事日数が150日以上 など

※就農地の市町村で策定されている基本構想を
 予め確認しましょう。

注) 色塗リヶ所は計算式が入っている

原価償却費	購入価格	残存
SS	1000	
軽トラ	400	10
高所作業車	200	10



最後に

認定新規就農者になりたいとお考えの方は

就農予定地の市町村や都道府県の就農相談窓口へ

相談してください。

支援内容の最新情報については
農林水産省のホームページなどで確認してください。